

太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告について

地面や家屋の屋根に太陽光発電設備を設置した場合は、固定資産税（家屋または償却資産）の課税対象となります。

下記の表で「償却」資産となるものについては、毎年申告が必要になります。

平成30年中に新規設置をされた方は、新たに申告の対象者となりますので、平成31年1月末までに申告書の提出をしてください。（すでに申告されている方については、12月中旬にこちらから申告書を送付します。）

また、一定の要件を満たす設備に対しては、特例措置が適用され税負担が軽減される場合があります。

1. 課税の対象となる資産は下表のとおりとなります。

設置者	10kw以上の太陽光発電設備（余剰売電・全量売電）	10kw未満の太陽光発電設備（余剰売電）
個人（住宅用）	償却資産の課税対象です。 家屋の屋根などに、太陽光発電設備を設置して、発電量の全量または余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	課税対象ではありません。 売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外です。
個人（事業用）	償却資産の課税対象です。 個人の方であっても、事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象になります。	
法人	償却資産の課税対象です。 事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象になります。	

2. 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計など
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋：家屋として家屋調査時に評価しますので、償却資産としての申告は不要です。

※償却：償却資産に該当します。償却資産としての申告が必要です。

3. 申告書の提出

(1) 申告期限 平成31年1月末

(2) 必要書類 ①償却資産申告書（償却資産課税台帳） ①②：用紙は税務課にあります。

②種類別明細書

(3) 提出先 税務課 資産税係

4. 問い合わせ 税務課 資産税係 ☎ 45・3111（内線141・142）

大垣年金事務所では年金の予約相談を実施しています。ご予約いただくと、「①お客様の都合に合わせて、スムーズに相談できます!」、「②相談内容に合ったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します!」

予約相談の実施時間帯は、午前8時30分～午後4時（月～金曜日）です。

予約の申し込みは「ねんきんダイヤル ☎ 0570・05・1165」もしくは「大垣年金事務所 ☎ 0584・78・5166（代表）」に、お電話ください。

なお、予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付をしています。ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

大垣年金事務所からのお知らせ

9月21日（金）から30日（日）まで、秋の全国交通安全運動が展開されます。

歩行者の皆さんは、夕暮れ時から夜間の外出の際には明るい色の服を着て、反射材を身につけるようにしましょう。

また、ドライバーや自転車利用の皆さんは、夕暮れ時における歩行者の発見遅れを防ぐため、早めにライトを点灯し、スピードを抑えて運転しましょう。

秋の全国交通安全運動とトワイライト・オンキャンパインの実施について